

小児がん連携病院

がん診療連携拠点病院制度

47都道府県（397カ所）H24年4月1日現在

- ・都道府県がん診療連携拠点病院：51病院
- ・地域がん診療連携拠点病院：344病院
- ・国立がん研究センター中央病院及び東病院

厚生労働省

(独) 国立がん研究センター
がん対策情報センター



協力・支援

＜拠点病院の役割＞

- 専門的ながん医療の提供等 ※ 医師、看護師、薬剤師等によるチーム医療の提供
(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施や治療の初期段階からの緩和ケアの実施等)
- 地域のがん診療の連携協力体制の構築
(研修や診療支援、患者の受入・紹介等)
- がん患者に対する相談支援及び情報提供

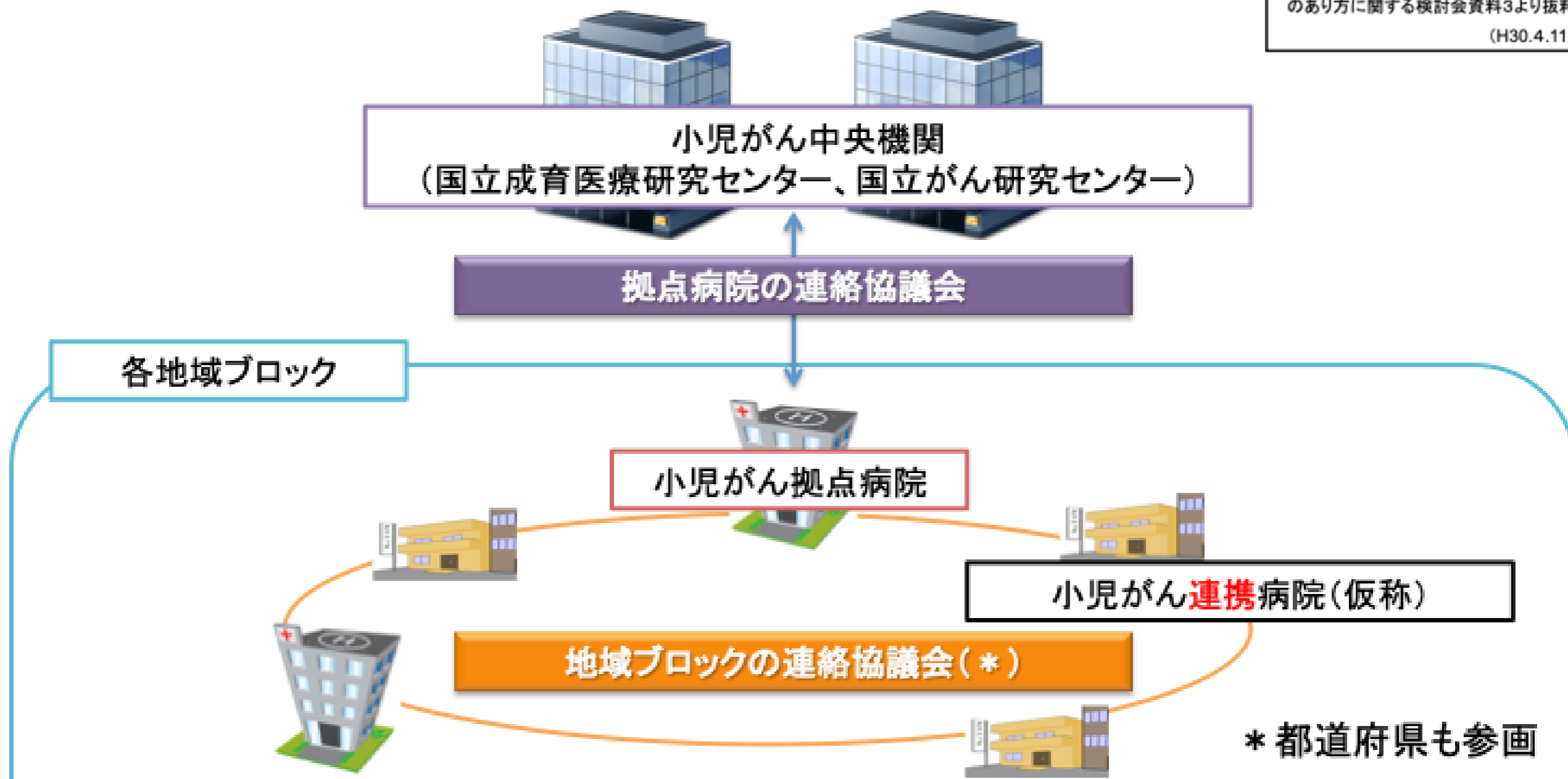
都道府県



地域の医療機関等（病院、診療所（例：在宅療養支援診療所）、かかりつけ医など）

小児がん診療・支援のさらなるネットワーク化

第3回小児・AYA世代のがん医療・支援
のあり方に関する検討会資料3より抜粋
(H30.4.11)



※小児がん連携病院(仮称)は、その役割を明確化し各地域の小児がん拠点病院と連携する。

- ① 地域の小児がん診療を行う病院との連携
- ② 専門性の高いがん種等についての連携・情報集約
- ③ 小児がん患者等の長期フォローアップ

小児がん連携病院の指定

拠点病院は、地域の「質の高い医療及び支援を提供するための一定程度の医療資源の集約化」を図るために、次に掲げる(1)から(3)のそれぞれの類型ごとに、小児がん連携病院を指定することができる。指定に際しては、事前に地域ブロック協議会において議論を行い、意見を聴取することとする。なお、小児がん連携病院が最低限満たすべき要件については、下記に示す事項を参考に、地域の実状を踏まえ、各地域ブロック協議会で協議の上、定めるものとする。

小児がん連携病院の類型①

	診療体制	人的配置	情報の収集提供体制	医療安全
①地域の小児がん診療を行う連携病院	<p>ア 標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること。</p> <p>イ 小児がん医療について、第三者認定を受けた医療施設であること。</p> <p>ウ IIの1の(1)の④に準じた連携の協力体制を構築していること。</p> <p>ク 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。</p>	<p>エ IIの1の(2)に準じた人員配置を行うことが望ましい。</p>	<p>カ 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、IIの3の①に規定する研修を受けた者を配置することが望ましい。</p> <p>キ 院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。</p>	<p>オ IIの7の(1)、(3)、(4)、(5)に規定する項目を満たすこと。IIの7の(2)に規定する医療安全管理者の配置に関しては、IIの7の(1)に規定する医師に加え、常勤の薬剤師及び常勤の看護師を配置すること。</p>

小児がん連携病院の類型②

<p>②特定のがん種等についての診療を行う連携病院</p>	<p>ア 以下のいずれかを満たすこと。 i 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供することが可能であること。また、当該がん種について、当該都道府県内における診療実績が、特に優れていること。 ii 限られた施設でのみ実施可能な粒子線治療等の標準的治療を提供していること。</p> <p>イ IIの1の(1)の④に準じた連携の協力体制を構築していること。</p> <p>キ 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。</p>	<p>ウ IIの1の(2)に準じた人員配置を行うことが望ましい。</p>	<p>オ 院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。</p> <p>カ 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、IIの3の①に規定する研修を受けた者を配置することが望ましい。</p>	<p>エ IIの7の(1)、(3)、(4)、(5)に規定する項目を満たすこと。IIの(2)に規定する医療安全管理者の配置に関しては、IIの(1)に規定する医師に加え、常勤の薬剤師及び常勤の看護師を配置すること。</p>
<p>③小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院</p>	<p>ア 小児がん患者等の長期フォローアップが可能な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること、また、自施設での対応が難しい場合には、拠点病院等適切な病院に紹介する体制を整えていること。</p> <p>ウ IIの1の(1)の④に準じた連携の協力体制を構築していること。</p> <p>オ 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。</p>	<p>イ 一般社団法人小児血液・がん学会が主催する「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師を配置していること。なお、上記については、平成32年3月までに、配置していれば良いものとする。</p>	<p>エ 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、IIの3の①に規定する研修を受けた者を配置することが望ましい。</p>	<p>—</p>

小児がん連携病院の指定等の手続きについて

- (1) 小児がん連携病院の候補となる医療機関は、各地域ブロック協議会で協議により定められた最低限満たすべき要件を満たしていることを確認の上、連携する拠点病院に申請すること。
- (2) 拠点病院が小児がん連携病院の指定又は指定の取り消しを行う際には、地域ブロック協議会の意見をあらかじめ聴取すること。
- (3) 拠点病院は、小児がん連携病院の指定又は指定の取り消しを行った場合には、地域ブロック協議会を通じて、速やかに厚生労働大臣及び小児がん中央機関に報告すること。